

令和5年度 事業計画書

はじめに

平成30年11月に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が施行され4年が経過した。これまで当協会では、水戸地方法務局との間で「長期相続登記等未了土地解消作業委託契約」を5回連続して締結し、延約2700名の登記名義人について相続人調査業務を行った。

当協会では、本調査業務を開始して以降、財務状況が飛躍的に改善され、また本調査業務にも精通していることから、今年度についても引き続き応札できるよう努力したい。

また、事業報告でも触れたが、当協会では、本年3月に関東地方整備局より茨城県内の土地を中心とした600件を超える登記事件と他に関連する業務の発注があり、多くの会員に適正な価格で業務を委託できるよう、入札になるが受注すべく行動をしているところである。

なお、相続登記義務化を控え、相続・COM等の民間業者の市町村を通しての登記参入を阻止すべく、市町村への広報、働きかけを強化することを目指し活動していきたい。

最後に、当協会では、今後も可能な限りWEB会議を開催し、役員の負担軽減等を継続して図って行きたい。

1. 発注が予想される官公署等に対する登記嘱託事件の拡大のための業務開発
2. 関係機関への講師派遣
3. ホームページ等広報への対応
4. 所有者不明土地の問題に関連する業務開発
5. 社員に対するインセンティブの提供
6. 他県の公共嘱託登記司法書士協会と連携し業務研究、開発